小川町空き家活用促進事業

小川町空き家バンク登録物件改修費助成制度

空き家の利活用と、小川町内への移住促進を図るため、「小川町空き家バンク」(以下、「空き家バンク」といいます。)に登録されている住宅を購入した方に対し、当該住宅の改修に必要な費用の一部を助成します。

補助額等

- 空き家バンク登録物件の空き家を改修:20万円補助…①
- 下記の要件を満たす場合は加算あり:最高40万円補助
- 補助対象事業費の1/2 (補助予定件数:5件程度)

【対象者 加算要件】

申請者が満40歳未満の者であること (①+加算10万円) 最高30万円補助

【対象地 加算要件】

居住誘導区域内の物件 (駅周辺・みどりが丘・東小川) (①+加算10万円) 最高30万円補助

【両加算要件に適合】①+20万円)最高40万円補助

⇒ 期間限定で、さらに上乗せ 両加算要件に適合し、令和8年1月30日までに申請した場合、 最高60万円まで交付されます!!

対象空き家

○ 空き家バンクに登録されており、成約した戸建ての空き家。※ 過去、本補助金の交付の対象となった空き家は対象となりません。

対象者

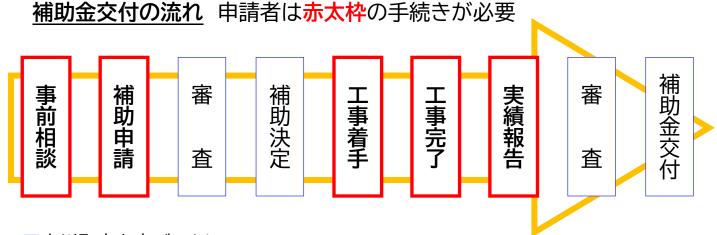
- 補助対象となる空き家を購入して利用する方であり、事業の完了後5年以上、補助対象となった住宅に定住することが確実であることが条件となります。
 - ※ 成約後6か月未満の方が対象となります。

対象工事等

- 小川町内に事業所を置く事業者が行う次の工事が対象となります。
- 補助決定後に着手する工事に限ります。
- 台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁などの改修工事
 - ※ 次のような改修工事は対象となりません。
 - ・ 外構設備(門、車庫、物置、カーポートなど)の改修工事
 - ・ エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事
 - ・ 浄化槽設置工事 ・ カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
 - ・ 家財道具の運搬・処分

■申請について

- 申請を希望される場合は、必ず事前相談をお願いします。
- 補助申請の申込みは、都市政策課窓口で受け付けます。 (受付時間8:30~17:00 土日祝祭日含まず) ただし、補助は予算の範囲内となりますので、同時期に予算を超える申込みがあった場合は抽選となります。
- 申込みには、申込書と補助対象事業の見積書(内訳がわかるもの)を提出していただきます。
- 事前相談により補助対象工事であると確認をされた場合は、補助申請を行っていただきますが、申請には、補助金交付申請書及び誓約書のほか下記の書類が必要となります。詳しくは事前相談の際にお問い合わせください。
 - (1) 計画概要書
 - (2) 位置図、設計図及び現況写真
 - (3) 工事費内訳書
 - (4) 売買契約書の写し
 - (5) 建物登記全部事項証明書
 - (6) 耐震改修工事等に関する書類の写し(耐震診断や耐震改修工事を行う予定がある場合のみ)
 - (7) 税の完納証明書等(未納が無いことの証明書)
- ※ 町では耐震診断や耐震改修工事の補助金もありますので是非ご活用ください。



■小川町空き家バンクについて

町内に存する空き家の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた空き家に関する情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する方に対して情報提供を行う制度です。

詳しくは

小川町都市政策課 開発・建築担当まで 0493-72-1221

※ 必ず事前相談をお願いします。

右のQRから詳細をご確認いただけます

